

持続可能な開発目標 (SDGs) の地域社会における実践と課題 - SDG16 (平和と公正) をめぐる国際規範と地域性についての試論 -

藤井 広重

はじめに

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) は 2015 年 9 月にニューヨークの国連総会にて成立して以降、日々その認知度を高めてきた。日本国内でも SDGs に関するニュースや書籍、また自治体や大学によるプロジェクトなど多くの取り組みが確認できる。本稿にて紹介する宇都宮大学国際学部藤井研究室が実施している SDG16 に関するプロジェクトも、きっかけは、栃木県宇都宮市が主催する大学生によるまちづくり提案発表会 2019 における課題が「SDGs な未来都市うつのみや」¹であったためである。

本稿での結論から先に申し上げれば、地域社会における SDGs の意義のひとつは、地域における取り組みを、国際規範性の枠組みに落とし込むことで、グローバルなスタンダードに照らした取り組みやプロジェクトの「見える化」を促進することにある。これは、牧瀬 (2020: 34) が指摘するように、「地方自治体が SDGs に取り組むことは、自治体自らの価値に気が付く」ことになり、「SDGs は地方自治体に光を当てる取り組みでもある」との見解に通じることである。

だが、そもそも国際規範やソフトローなどの国際法が地域レベルでいかに受容され、個々の取り組みに生かされているのかは、理論的および実践的な分析がそれほど蓄積されてきたわけではない。マーサ・フィネモアとキャスリン・シキンクは「ライフサイクル仮説」を発表し、規範の形成から拡散、そして、内面化に至るプロセスを考察、説明してきた (Finnemore & Sikkink 1998)。しかし、ライフサイクル仮説の最終段階である内面化の妥当性に対し疑問も呈されており、実効性を伴わない「形式的内面化」と言われる現象が指摘されている。これは小川 (2017: 252-253) が指摘するように、人権、環境、開発などの規範は、規範の遵守主体が政府に限定

されず多元的であったり、規範の遵守に際して経済的負担などのコストが生じたり、規範の内容が具体性に乏しかったりするゆえに、規範の価値が内面化されても、行動に結び付きにくく、問題解決を期待しにくいためである。例えば、1985 年に日本政府は女性差別撤廃条約を批准し、この前後の 1984 年に国籍法の改正、1985 年に男女雇用機会均等法、1999 年に男女共同参画基本法等を制定した。ここでは、法律の制定による国際規範の内面化が確認できるものの、世界経済フォーラムによる「ジェンダー・ギャップ指数 2020」²によると日本のジェンダー格差は、153 ヶ国中 121 番目に位置付けられており、国際規範の受容によって目指された社会とその後のアプローチによる実態と乖離していると考えられる事例である。

このことは、SDGs に関しても今後の懸念として指摘できることである。上記女性差別撤廃条約は、批准によって締約国に対する法的義務を課すことに対し、SDGs はあくまでも国連総会における決議として成立しており、国連総会決議は国連加盟国に対する法的拘束力は有しないと理解されてきた。国際法学からみれば、SDGs はソフトローの系譜に位置づけられよう。つまり、法規規範性を有する種々の条約の国内法化のプロセスと比較すれば、あくまでも目標が示されただけの SDGs は、国内での実践においてより形式化しやすいように見受けられる。もちろん、逆説的に言うことも可能で、法的拘束力を有していないからこそ、SDGs はどのレベルのアクターにも受け入れられやすい国際規範として地域レベルでも広がりやすいと評価することにもつながる。しかし、例えば、企業による SDGs に対する虚偽の取り組みが「SDGs ウォッシュ」と呼ばれ始めるなど、取り組みの中身に対する関心が年々高まっていることは注目に値する³。これは、昨今の SDGs に関する盛り上がりだが、SDGs の各目標の

達成に向けた目標毎の指標内での到達度や進捗にとどまらず、アクターが実施した各取り組みそのものを評価、検証する動向を示しているといえよう。

したがって、これらの現状から、SDGsのような国際規範が、実際にSDGsとのつながりを意識したプロジェクトに取り組んでいる地域社会や大学などのアクター間において、いかに受容され実践されてきたのか、そのプロセスを考察し、実態を把握することの政策的かつ学術的な意義が浮かび上がってくる。もちろん、SDGsが達成目標とする2030年までに、2020年現在からまだ10年を残している点も考えるならば、実証研究としての素材を集めるには十分な期間が経過したとは言えない。だが、本稿での目的として、まず、先に言及した宇都宮市で実施したプロジェクトベースの取り組みからの考察を通し、国際規範としてのSDGsに対する地域の現状を探ることから始めることとする。そして、本稿等での検証を踏まえて、今後也將来的な理論研究に向けた素材を収集し、土台を整理していく作業を継続していくこととする。

I 2030アジェンダの概要と検証プロセス

SDGsとは、2015年9月25日に第70回国連総会にて採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ (Transforming

our world: the 2030 Agenda for a Sustainable Development)」のことである。このアジェンダの中に2030年を目標とした行動計画として17のゴールと169のターゲットが設定されている (UN 2015)。SDGsは、2015年を目標に2002年に成立したミレニアム開発目標 (MDGs) の後継に位置づけられており⁴、MDGsが8のゴールと21のターゲットであったことから、その対象と範囲が大きく拡大された⁵。既に多くの書物等でSDGsの成立プロセスについては紹介されているので本稿では概要に留めたいが、SDGsが日本においてここまでの広がりを見せたのは、MDGsが途上国を中心とした貧困や社会開発に焦点が当てられていた一方で、SDGsが途上国だけではなく日本を含む先進国すべての国や地域を対象とした普遍的な目標であることが一因として指摘できる。このことは、上記アジェンダのパラグラフ4でも示された「誰一人取り残されない (leave no one behind)」にも共通する理念である。

また、MDGsでは開発や貧困を中心に、とりわけアフリカをターゲットとした取り組みが推奨されてきたが、SDGsでは平和や人権、マイノリティや地球環境に至るまで、MDGsでは取り上げられなかった広範な分野にゴールが設定されている。中でも、同アジェンダのパラグラフ8⁶、同10⁷、同19⁸および同35⁹にて人権や国際法の重要性が示され

表1. SDG16: 10のターゲットとゴールを達成するために取り組むべき2つの実施手段

目標16	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する。
ターゲット	
16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力および暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16.2	子どもに対する虐待、搾取、人身売買およびあらゆる形態の暴力および拷問を撲滅する。
16.3	国家および国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
16.4	2030年までに、違法な資金および武器の取引を大幅に減少させ、盗難された資産の回復および返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型、および代表的な意思決定を確保する。
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
16.9	2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
16.10	国内法規および国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
実施手段	
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでのキャパシティ・ビルディングのため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規および政策を推進し、実施する。

出典：グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン参照

たことは、SDGsの根幹に人権や法の重要性が位置付けられたことを意味しており非常に特徴的である。そして、このような特徴をゴールとして示したのがSDG16の「平和と公正をすべての人に」である。正式には「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する (Promote peaceful and inclusive societies for sustainable development, provide access to justice for all and build effective, accountable and inclusive institutions at all levels)」ことがSDG16にて提示されている。これに表1で示されたような10のターゲットとゴールを達成するために取り組むべき2つの実施手段が付されている。これら特徴から、SDG16は、SDGsの個別目標であると同時に社会制度にも直接に関係した他のゴールにおける取り組みにも連関する横断的なゴールであると言えよう。SDG16と地域との関係性については、第Ⅲ節にて詳述することにする。

もう一点、本稿が着目する取り組みの中身の議論との関連において、本節にてSDGsのフォローアップとレビューの概要についても整理しておきたい。持続可能な開発のための2030アジェンダ (UN 2015) のパラグラフ72以降にも記載されている通り、フォローアップとレビューは、国内、国ごとに属する地域や準地域、およびグローバルな国際レベルにおいて、SDGグローバル指標 (SDG Indicators) に基づき実施される¹⁰。そして、グローバルなレベルにおいては、ハイレベル政治フォーラム (HLPF) が重要な役割を担っている。HLPFは、総会、経済社会理事会、その他関連機関およびフォーラムとの一貫性を確保しつつ全世界レベルでのフォローアップ・レビュー・プロセス・ネットワークの監督において中心的な役割を果たし、定期的にSDGsの進捗状況を審議することになっている (UN 2005: Para. 82)。HLPFは、市民社会やプライベートセクターのようなステークホルダーを交えて、経済社会理事会にて毎年の閣僚級の審議を、国連総会では4年毎に首脳級の審議を行ってきた。2019年には、国連総会にて最初の包括的なレビューが行われた¹¹。

Ⅱ 日本国内における展開と実態

SDGsの成立を受け、日本政府は2016年5月20日に閣議決定を行い、「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」を設置した¹²。本部長に内閣総理大臣、副本部長に内閣官房長官と外務大臣、本部員にその他の全ての国務大臣によって、同本部は構成されることになった。同本部の設置に伴い、SDGs推進円卓会議も設置され、市民団体、民間、有識者などの多様な専門家が集い議論する場も設けられた。ここでの取り組みとして、「ジャパンSDGsアワード」や「SDGsアクションプラン」等の検討や策定が行われている。例えば2018年12月に発表されたSDGsアクションプラン2019では、次の三本柱：①SDGsと連動する「Society 5.0」の推進、②SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり、③SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント、が中核として提示された。ここで本稿が注目するのは、②であげられたSDGsと地方創生である。

地方創生とは、東京と地方との人口格差をはじめとする一極集中の現状を変革し、地方を活性化させる政策のことであるが¹³、2014年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され本格的に取り組まれるようになった。ここで示された持続可能な地域社会の構築については、SDGsにも共通する理念であるため、その後の地方自治体の各種計画の戦略や方針においては、SDGsで提示された枠組みが活用されてきた。具体的には、SDGsアクションプラン2019では、SDGsを原動力に地方創生を試みる取り組みとして、SDGs未来都市の選定や地方創生SDGs官民連携プラットフォームの推進などがあげられている。また、2019年12月からは、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン (令和元年改訂版)」および第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定にて成立しているが、引き続き「SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができる」(第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」24頁)ことが示されることとなった。この点、SDGsの達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合は、2019年度の

同戦略で示された調査によると13%にとどまっており、このため、本取組みの裾野の拡大を目指して、2024年度における同取組みの割合を60%とすることも設定された。

なお、2019年度には、本稿で紹介するプロジェクトの実施地である宇都宮市が「SDGs 未来都市」に選ばれた。SDGs 未来都市には、「SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域」が選定されている¹⁴。日本国内から2018年度には29都市が、2019年度には31都市が選ばれている。SDGs 未来都市に選ばれたことについて、2019年7月29日に宇都宮市の担当職員に伺ったところ、LRT（次世代型路面電車システム）の導入計画を含めたネットワーク型のコンパクトシティの構想が非常に評価されたとのことであったが、これらはもともとSDGsを意識した取組みであったわけではなく、結果としてSDGsの理念と合致した都市計画であったとのことであった。

また、次節で紹介するプロジェクトを実施するための現況調査として、2019年7月から9月の間に宇都宮市内の高校生を対象にアンケート調査をおこなった。最初の設問では、これまでに何らかの形でSDGsについて学ぶ機会があったか否かという問いに対し、301人中252人がSDGsについて学ぶ機会がこれまでにあったと回答した(図1)。上述したように、SDGsの広がり背景には、日本政府がSDGsに対する取組みに積極的である点あげられるが、教育現場からもSDGsの枠組みを使った教育の有用性が指摘されている。例えば、高等学校学習指導要領は、探究の見方・考え方を働かせて学習することがふさわしいとして「一つの決まった正しい答えがあるわけではなく、様々な教科・科目等で学んだ見方・考え方を総合的・統合的に活用しながら、様々な角度から捉え、考えることができるものであることが求められる」(文部科学省2019:13)ことを示している。この点、理想の社会をつくるための目標として設定されたSDGsは、同指導要領に示されたような探究的な学習の題材として好適だと考えられているのである(杉尾、宮国2020)。

こういった高校教育の現状を踏まえ、次節にて紹

介するプロジェクトは大学(生)が主体となりながらも、地域の高校生を本プロジェクトに巻き込み、さらに次の世代に活動の環を広げていくためにはどのようなアプローチがあるのかを検討しながら進めていくことになった。

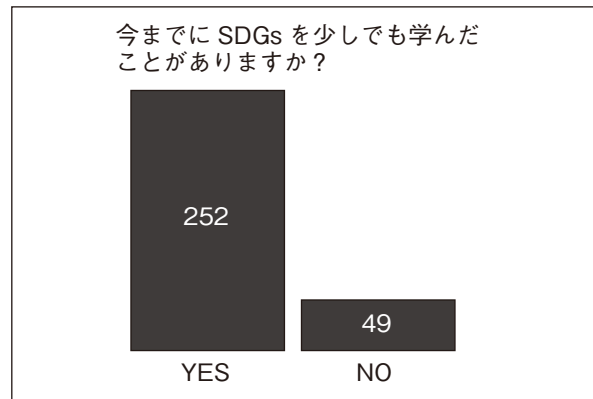


図1. アンケート調査問1の回答結果

Ⅲ SDGsに向けた地域の対応と課題:SDG16と宇都宮市での実践

1. 問題意識とプロジェクトの立案

宇都宮大学藤井研究室は、国際人権法や国際人道法を中心に紛争後の平和構築を専門とし研究に取り組んでいる。日本の地域社会とのつながりを意識したSDGsの実践に関しては、それほど知識の蓄積があったわけではない。そこで、2019年7月29日に宇都宮市の担当職員に同市の都市計画の概要や現状についての講座を開いていただき、学生とともに筆者も学びの機会を得た。ここでの理解を踏まえ、まず着目したのが、第6次宇都宮市総合計画であった。宇都宮市の総合計画とは、同市が進むべきまちづくりの方向を見定め、それに向かって取り組んでいくための指針であり、第6次総合計画は、「基本構想(2050年が目標年次)」「基本計画(計画期間10年)」「実施計画(3年間程度で毎年改定)」の3層で構成されている¹⁵。同計画は「子育て教育」「健康・福祉」「安全・安心」「魅力創造・交流」「産業・環境」「交通」の6つの未来都市の実現に向けた取組を推進していくことが示されているが、さらに24の基本施策があげられている。そして、この24の基本施策には、SDGsとの関連性をまとめた対応表が作成されている¹⁶。ここで着目したのが、SDG16がこの24の基本施策の2項目でしか対応を示されなかったことである(ひとつは、基本施策10「日常生活の安心感を高める」。も

うひとつは、基本施策 12「相互理解の促進による共生社会を形成する」)。一つの基本施策について、複数の SDGs が関連性を示され、かつ各ゴールの多くは 2 回以上、多いものでは 9 回 (SDG8「働きがいも経済成長も」) や 8 回 (SDG17「パートナーシップで目標を達成しよう」) にわたって基本施策との関連性が示されている¹⁷。既述したように、SDG16 は他のゴールに対しても横断的な性質を持つ包括的なゴールである。にもかかわらず、SDG16 と政策との関連性が非常に少ないと認識されているのはなぜであろうか。これがプロジェクトの立案における嚆矢である。

以上の問題意識を踏まえ、まずは SDG16 が地域においてどのように捉えられているのかについて、アンケート調査を通し、実態の把握、さらに問題意識に対するアプローチを考えていくことになった。そこでは、SDG16 が実際にはどのように地域における実践へとつなげることができるのか、具体化する必要があると考え、プロジェクトベースで提案していくことが検討された。この時、市の特性を踏まえた SDGs を推進していくことを掲げている宇都宮市に対する建設的な提案につなげていくことが目指された。

2. SDG16の地域における実践に向けた現状と課題：アンケート調査からの示唆

本節では 2019 年 7 月から 9 月の間に宇都宮市内複数の異なる高校に所属する高校生 301 人を対象に行ったアンケート調査をもとに考察を進めていく

¹⁸。ここで実施したアンケートの質問項目は以下の通りである。

問 1. あなたは今までに「SDGs」を少しでも学んだことがありますか？

問 2-1. SDGs の 17 のゴールの中で、世界や国際社会ではどのゴールが特に大事だと思いましたか？ 1 つから最大 3 つまで番号を記載ください。

問 2-2. SDGs の 17 のゴールの中で、皆さんの地域ではどのゴールが特に大事だと思いましたか？ 1 つから最大 3 つまで番号を記載ください。

問 3-1. SDGs の 17 のゴールを達成するために、ゴールの文言から具体的な取り組みをイメージしやすいゴールはどれですか？ 1 つから最大 3 つまで番号を記載ください。

問 3-2. 反対にイメージすることが難しいゴールはどれだと思いましたか？それぞれ 1 つから最大 3 つ選択してください。

以上がアンケート調査の質問項目であるが、まずは問 2 の回答における興味深い点を確認したい。問 2-1. 「SDGs の 17 のゴールの中で、世界や国際社会ではどのゴールが特に大事だと思いましたか？」との質問に対して、図 2 のような結果が示された。

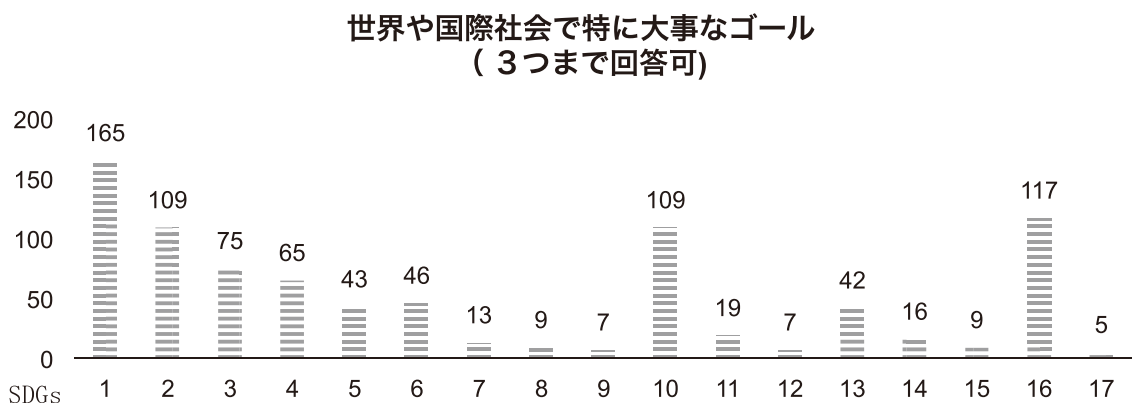


図 2. アンケート調査 問 2.1 の回答結果

地域にて特に大事なゴール (3つまで回答可)

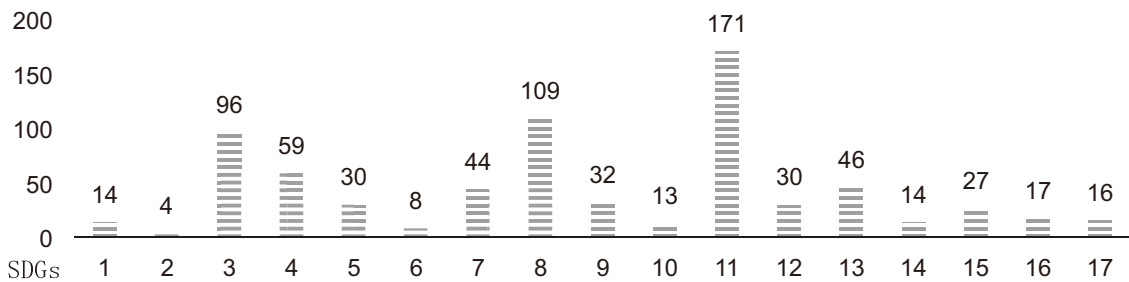


図3. アンケート調査問2.2の回答結果

回答が一番多かったのは、SDG1「貧困をなくそう」(165人)であったが、SDG16は2番目に多い117人から回答を得た。3番目はSDG10「人や国の不平等をなくそう」(109人)であり、これらを選んだ理由には、「戦争や紛争などの争いがなくなることが重要である」、「性別や障害による格差をなくし平等に生きることが大事」といったコメントが多く寄せられた。このことは、高校生が国際社会に存在している課題を漠然とではあるかもしれないが、把握し関心を持っている現状があることを示している。しかし、ここで興味深いのが、次の問2-2。「SDGsの17のゴールの中で、皆さんの地域ではどのゴールが特に大事だと思いましたか?」との質問への回答である。

図3のように、問2-1.とは異なる結果が示された。回答が一番多かったのは、SDG11「住み続けられるまちづくりを」(171人)であり、2番目に109人が選択したSDG8「働きがいも経済成長も」、3番目には、SDG3「すべての人に健康と福祉を」(96人)

が選択された。ここでの理由として、「台風など日本での自然災害の被害」、「地域の少子高齢化」、「過疎化に起因する経済衰退」といったコメントが寄せられた。SDG16に関しては、17人と非常に少ない回答となった。地域において、SDG16は特に大事なゴールであると認識されていないようである。したがって、SDG16は国際社会においては取り組みの優先度が高いと宇都宮市の高校生からは認識されているものの、地域においてはそれほど優先度が高いゴールであるとは認識されていないことが、本アンケート結果からは示されたことになる¹⁹。だが、このような回答の結果となったのは、なぜだろうか。

これを紐解くアンケートの結果が、次の問3にて示されている。問3では、「SDGsの17のゴールを達成するために、ゴールの文言から具体的な取り組みをイメージしやすいゴール」、「反対にイメージすることが難しいゴール」を高校生から聞き取った。結果は図4および図5の通りである。

具体的な取り組みをイメージしやすいゴール (3つまで回答可)

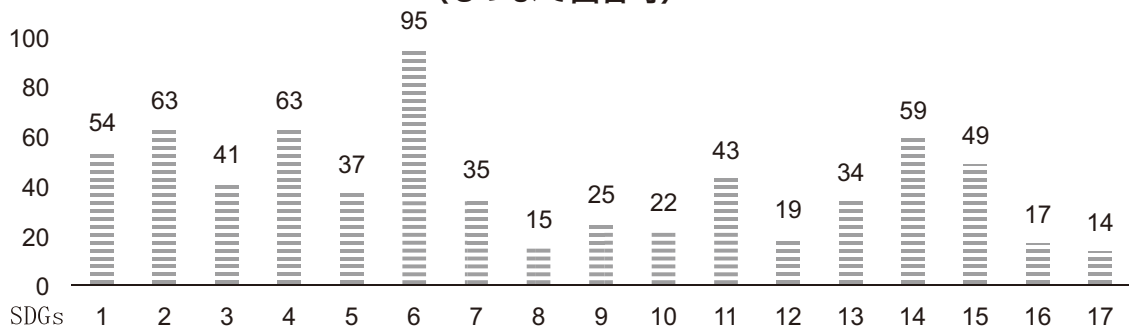


図4. アンケート調査問3.1の回答結果

具体的な取り組みをイメージすることが難しいゴール (3つまで回答可)

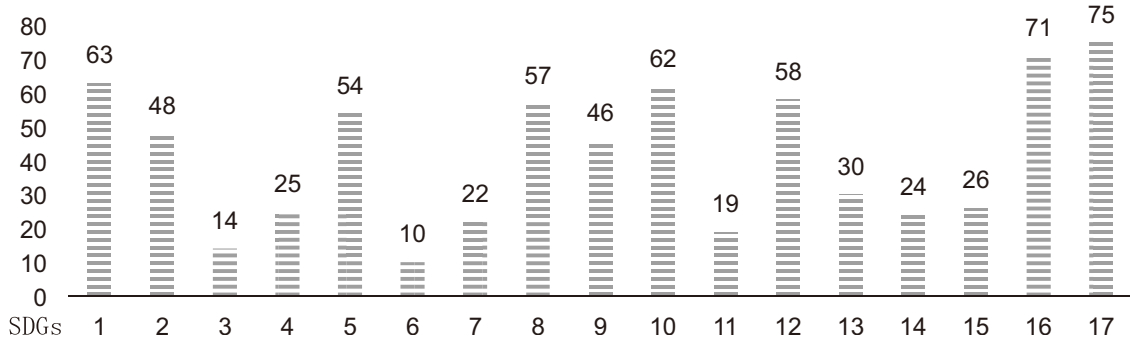


図5. アンケート調査 問3.2の回答結果

問3への回答において、SDG16に着目すると、同ゴールは、具体的な取り組みをイメージすることが難しいゴールであるといえる。ここで、問2の回答結果と合わせて考えると、SDG16は一般論として重要だといえるが、身近な地域で具体的に実践していくには、曖昧なゴールとして認識されている傾向がある。そして、このような高校生の認識と同じく第6次宇都宮市総合計画においても、SDG16が無意識であったとしても地域での実践とは結びつきにくい曖昧な目標であると認識されたため、他のゴールと比較しても関連性が示されることが少なかったのではないだろうか。ここに、SDG16を地域において具体的な実践と結びつけたプロジェクトを提示することは、国家戦略における地域創生の指標としてSDGsの枠組みが活用されている現状を踏まえれば、市にとっても非常に有益な提案につながることになる。

3. 人権ワークショップの実施：プロジェクト『あらゆる場面においても、子どもの権利保障に向けた市民参加型アプローチの実践～「未来都市うつのみや」におけるSDG16の推進と循環の「わ」～』

SDG16が、地域での実践に落とし込むには曖昧なゴールとして捉えられているからこそ、SDG16が有する国際規範性に対して専門知識を有する大学(教員)の役割は大きい。だが、プロジェクトを実施するからには、当然にその必要性が提起されねばならない。この点、プロジェクトを実施する主体となった学生達は、SDG16.2「子どもに対する虐待、搾取、人身売買、およびあらゆる形態の暴力および拷問を撲滅する」に着目し、子どもの権利保

障の分野でアプローチすることを考えた。これは、2019年5月6日に国際子ども権利センター(シーライツ/C-Rights)から専門家の方々が筆者が担当する宇都宮大学の国際人権論の講座にお招きし、地域の子どもの現状についての学びの機会を得たほか、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが実施しているワークショップに学生達が複数回参加していたことから出てきたアイデアであるとともに、宇都宮市でもいじめや体罰の問題が報告されていることに問題意識を抱いたことによる。例えば、宇都宮市が設置した体罰防止委員会にて報告された2012年4月から2013年3月の実態調査では、小学校で6件、中学校で10件の体罰が報告され、教職員の人権意識の高揚が喫緊の課題であると指摘されている²⁰。もちろん、他市町村でも同様の報告を見つけることができるが、このことは、宇都宮市内でも子どもの権利保障が十分ではないことを示している。そして、誰も取り残さないことを目指すSDGsの理念において、この現状は地域で取り組むべき見過ごしてはならない重要な課題である。そこで、本プロジェクトの目標は、子どもの権利の啓発活動を高校生からボランティアを集う住民参加型の草の根から持続可能な「環」で実践し続ける方策を提示することとなった。

本プロジェクトで実施した「子どもの人権ワークショップ」は、小中学生を対象とした子どもの人権啓発についてのワークショップである。大学生とボランティアで集まった高校生が一緒になって、ロールプレイ、寸劇やわかりやすい「人権」に関する説明を通して、子どもの「権利」の重要性を子どもに伝える内容となっている。大学生だけではなく高校

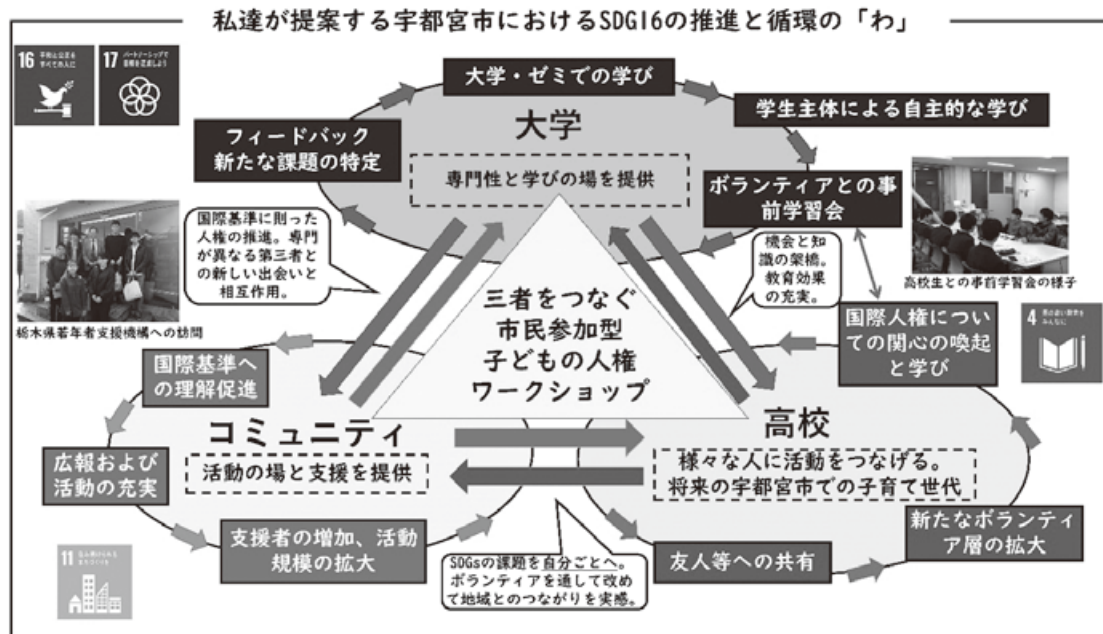


図 6. プロジェクトの相関図

生もワークショップの運営を経験しながら子どもの権利と SDG16 への理解を深めること、さらに、ボランティアのつながりを高校生同士で循環させることによって持続性のある取り組みに発展することが、期待されている。

この人権ワークショップは、20 分程度のプログラムになっており、国際人権基準に沿ったいじめや体罰の問題を学生の目線から伝えている。本ワークショップの中でも、最も大事なこととして、活動の最後には、学生が作成した「困った時の連絡先」²¹というチラシを配布している。例えば、いじめの事例では誰にも相談できないことが課題として指摘されているように、自らの権利が侵害されたと感じたなら、一人で抱え込まないで、誰かにまずは相談してほしいことをメッセージとして伝えている。大学生が講義や研究室での国際人権に関する学びを地域の高校生や子ども達に提供することは、その後の専門家と問題を抱えた子どもたちとの橋渡しとしての役割を担うことができる可能性が、大いにあると考えられる。本プロジェクトの大学、地域コミュニティおよび高校との相関図は図 6 の通りである²²。

なお、本人権ワークショップは、2019 年 10 月から開始し、2019 年 12 月までに栃木県若年者支援機構から紹介いただいた 4 つの会場にて小学生と中学生を対象に実施した。また、この時に、すぐにワークショップを実施するのではなく、大学生や

高校生はアイスブレイクのような形でコミュニケーションを図るため小中学生の学習支援にも参加するなど、同ワークショップの導入は当初の目的を超えた付加価値も生み出している。

おわりに

2020 年 1 月から SDGs 達成のための「行動の 10 年 (Decade of Action)」がスタートした。本稿では SDGs の概要から政府が主導した日本国内における展開、ならびに地域での実情の一端を検証してきたが、今後ますます SDGs に関連する取り組みは増加することが見込まれる。このような中、地方自治体においても、政府が推進する地方創生の一環として、SDGs の枠組みに当てはめた政策の評価やマッピングが求められている。だが、地方自治体にとっては、SDGs を達成するために政策を立案するというよりは、その地域に適切な都市計画やプロジェクトの結果として SDGs との結び付きを見つけていくことになるのが実態だといえる。つまり、SDGs の指標に基づき各政策が評価される現在の潮流においては、既存の取り組みを含め、如何に各政策が SDGs に関連するのかを自ら示すことが求められるのである。そして、この時に、実際は SDGs と関連しているのに見過ごしてしまう事例や、逆に、実際は全く関連していないのに関連していると誤認した広報をすることで SDGs ウォッシュと批

判を受けてしまうような事例も生じかねない。こうした中、専門性を有する大学（教員）の役割は地域社会との関係において重要であり、SDGsを通して改めて産学官連携の裾野が広がったと言える。

第Ⅲ節では2019年から藤井研究室で取り組み始めた人権ワークショップのプロジェクトについて、地域におけるSDG16に対する認識の現状とともに検証してきた。本プロジェクトの評価できる点は、宇都宮市の基本施策においてSDG16との関連が限定的であった点を的確にプロジェクト化できたことであり、だからこそ同市が実施しているまちづくり提案でも第1位の評価を得ることにつながったと思われる。上記で指摘した大学の地域における役割や意義の一端を示すことにもつながったと言えるが、課題は、今後いかに継続していくことができるのか、プロジェクトの持続性の観点から更なる工夫も必要である。また、学生がワークショップで取り組む人権のトピックについても、対象とする子ども達によってトピックを変えることができるような選択肢を増やすことも重要である。この点、2020年4月現在は、新型コロナウイルスの影響が世界中に広がっており、感染者に対する差別の問題も深刻であるため、感染症と人権をトピックに新たなワークショップの構築も視野に入れている。今後もプロジェクトベースで素材を集め、国際規範やソフトローとしてのSDGsが地域においてどのように受容され、もしくは受容されずに実践に移されているのか、引き続き検証していきたい。

【付記】

本稿は、2019年11月に日本国際連合学会から若手助成を受け参加することとなった韓国ソウルにて開催された第19回東アジア国連システム・セミナーでの「A Localized Approach to Implementing the SDGs through Collaborative Efforts between University and Municipality: A Case Study of Utsunomiya, Tochigi Prefecture」と題した英語の報告と同研究大会プロシーディングを日本語に訳し大幅に加筆修正したものである。参加者の皆様から大変貴重なご指摘を頂いた。また、宇都宮大学SDGs推進研究奨励賞を受賞したプロジェクト「国際人権人道規範の地域社会における受容プロセスに関する研究：SDGsを通じたグローバルな人材育

成の試みを通して」の成果の一部でもある。関係者の皆様に改めて感謝申し上げたい。

本稿にて紹介した研究室のプロジェクトは、ゼミ生が主体となって取り組み、結果として宇都宮市主催の大学生によるまちづくり提案第1位や宇都宮大学SDGs推進学生社会貢献奨励賞を受賞してきた。学生はプロジェクトの間、国際人道法模擬裁判国内予選会への出場など大変な時期があったと思うが、グローバルな課題とともに地域の課題にも向き合った姿勢を大変に頼もしく思う。最後ではあるが、学生の本活動にご助力・ご助言頂いた宇都宮市政策審議室市政研究センター、栃木県若年者支援機構および各高校の皆様にご心からの御礼を申し上げます。

¹ 宇都宮市が主催している「大学生によるまちづくり提案」は、2005年度からの取り組みであり、2019年で15回目の実施となった。2019年の同提案における課題は「SDGsな未来都市うつつのみや」であり、宇都宮市にキャンパスを有する宇都宮大学、作新学院大学、帝京大学、宇都宮共和大学、文星芸術大学が参加した。各大学から合わせて17の提案がまとめられ、藤井研究室は「あらゆる場面においても、子どもの権利保障に向けた市民参加型アプローチの実践～「未来都市うつつのみや」におけるSDG16の推進と循環の『わ』～」と題した提案を行った。詳細は、宇都宮市ウェブサイト「宇都宮市大学生によるまちづくり提案発表会2019」<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/machi/kenkyu/renkei/1022243.html>（2020年5月11日アクセス）。

² World Economic Forum (2020), Global Gender Gap Report 2020, http://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2020.pdf（2020年5月11日アクセス）。

³ 1980年代に環境への取り組みをめぐる、悪影響を与えているにもかかわらず、環境にやさしいと謳った企業が、「グリーンウォッシング」であると批判された。同様に、SDGsウォッシュは実態がない、もしくは実態以上に、SDGsへの取り組みをアピールしている企業に対し使われ始めている言葉である。詳細は、電通ウェブサイト「SDGsコミュニケーションガイド」<https://www.dentsu.co.jp/news/sp/release/2018/0601-009547.html>（2020年5月11日アクセス）。

⁴ SDGsの成立には、MDGsに加え、2012年に開催されたRio+20環境会議の流れも汲んでいる（UN 2012）。

⁵ MDGsは2015年までに達成すべき具体的な数値目標が設定され、「1 貧困撲滅、2 教育の向上、3 女性の地位向上、4 幼児死亡の低下、5 妊産婦の健康、6 HIVエイズ等の疾病撲滅、7 環境の持続、8 開発のためのパートナーシップ」が提示された。これらの目標は、90年代に開催された様々な国際会議において議論された課題を統合し、2000年の国連ミレニアムサミットにてMDGsとして合意された（UN 2000）。

⁶ （目指すべき世界像）我々は、人権、人の尊厳、法の支

- 配、正義、平等及び差別のないことに対して普遍的な尊重がなされる世界を思い描く。人種、民族及び文化的多様性に対して尊重がなされる世界。人間の潜在力を完全に実現し、繁栄を共有することに資することができる平等な機会が与えられる世界。子供たちに投資し、すべての子供が暴力及び搾取から解放される世界。すべての女性と女兒が完全なジェンダー平等を享受し、その能力強化を阻む法的、社会的、経済的な障害が取り除かれる世界。そして、最も脆弱な人々のニーズが満たされる、公正で、衡平で、寛容で、開かれており、社会的に包摂的な世界 (UN 2015: para 8、外務省仮訳)。
- ⁷ (主要原則) 新アジェンダは、国際法の尊重を含め、国連憲章の目的と原則によって導かれる。世界人権宣言、国際人権諸条約、ミレニアム宣言及び2005年サミット成果文書にも基礎を置く。また、「発展の権利に関する宣言」などその他の合意も参照される (UN 2015: para 10、外務省仮訳)。
- ⁸ (人権) 我々は、世界人権宣言及びその他の人権に関する国際文書並びに国際法の重要性を確認する。我々は、すべての国が国連憲章に則り、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治若しくは信条、国籍若しくは社会的出自、貧富、出生、障害等の違いに関係なく、すべての人の人権と基本的な自由の尊重、保護及び促進責任を有することを強調する (UN 2015: para 19、外務省仮訳)。
- ⁹ (平和と安全) 持続可能な開発は、平和と安全なくしては実現できない。同時に、平和と安全は、持続可能な開発なくしては危機に瀕するだろう。新アジェンダは、司法への平等なアクセスを提供し、(発展の権利を含む) 人権の尊重、効果的な法の支配及び全てのレベルでのグッド・ガバナンス並びに透明、効果的かつ責任ある制度に基礎をおいた平和で、公正かつ、包摂的な社会を構築する必要性を認める。新アジェンダにおいては、不平等さ、腐敗、貧弱な統治、不正な資金や武器の取引といった暴力、不安及び不正義を引き起こす要因に焦点が当てられている。我々は、平和構築及び国家建設において女性が役割を担うことを確保することも含めて紛争の解決又は予防、及び紛争後の国々の支援のための努力を倍加しなければならない。我々は、経済的・社会的発展及び環境の面でも悪影響を及ぼし続けている植民地下及び外国占領下にある人民の自決の権利の完全な実現への障害を除去するために、国際法に合致する更なる効果的な手段と行動を求める (UN 2015: para 35、外務省仮訳)。
- ¹⁰ SDG16の指標については、外務省「JAPAN SDGs Action Platform」ウェブサイト参照 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal16.html> (2020年5月17日アクセス)。
- ¹¹ 国連ハイレベル政治フォーラムについては、国連広報センターによるブログにて臨場感のある報告と説明がなされている。なお、同ブログの筆者である千葉潔氏には、2018年5月に宇都宮大学にて講演頂き、SDGsをはじめとする国連の一次資料の取り扱いについて詳細なご説明を頂いた。千葉氏の同フォーラムについての報告は次のウェブサイト参照。国連広報センターブログ「国連ハイレベル政治フォーラム×SDGs×日本」<http://blog.unic.or.jp/entry/2018/08/23/125129> (2020年5月14日アクセス)。
- ¹² 首相官邸ウェブサイト「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/> (2020年

5月21日アクセス)。

- ¹³ 例えば、地方創生と自治体についての考察は、中村(2015)を参照。
- ¹⁴ 内閣府地方創生推進室ウェブサイト「地方創生SDGs」<http://future-city.go.jp/sdgs/> (2020年5月21日アクセス)。
- ¹⁵ 宇都宮市ウェブサイト「第6次宇都宮市総合計画」<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/machi/sougoukeikaku/1012906.html> (2020年5月21日アクセス)。
- ¹⁶ 宇都宮市ウェブサイト「うつのみやのまちづくりとSDGs」<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kankyo/sdgs/1023034/index.html> (2020年5月16日アクセス)。
- ¹⁷ 宇都宮市ウェブサイト「第6次宇都宮市総合計画とSDGsの17の目標との関係性」https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/023/034/hp.pdf (2020年5月16日アクセス)。
- ¹⁸ なお、本アンケートに対する最終的な回答数は486名であり、宇都宮市が主催する大学生によるまちづくり提案発表会2019では、486名のデータを元に学生は報告を行っている。本稿では筆者が直接にアンケート用紙を確認した301名のデータに基づき構成したが、どちらも回答の傾向に大きな違いは見られないことを申し添えておく。
- ¹⁹ 例えば、SDG16に関する取り組みの一般的なイメージとしては、2019年11月に開催した外務省の野口元郎国際司法協力担当大使と宇都宮大学国際学部生による座談会で話題となったような国際的な正義の実践と実現に関する取り組みが指摘できよう (藤井2020)。
- ²⁰ 宇都宮市ウェブサイト、「体罰等防止委員会2013年7月26日会議録：体罰に係る実態調査の本市調査結果の概要等について」<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/johokokai/shingikai/kyoiku/1010607.html> (2020年5月19日アクセス)。
- ²¹ 同チラシには、宇都宮地方法務局本局子どもの人権110番などの電話番号が記載されている。
- ²² 図7は、宇都宮市主催の大学生によるまちづくり提案発表会2019での口頭ポスター発表で使用したものであり、本稿にて一部加工し掲載している。

参考文献

- 小川裕子 (2017) 「内面化という虚構—国際規範の法制度化と実効性—」西谷真規子編著『国際規範はどう実現されるか—複合化するグローバル・ガバナンスの動態—』ミネルヴァ書房、252-281頁。
- 外務省 (2015) 『我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ (仮訳)』<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf> (2020年5月16日アクセス)。
- グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン・ウェブサイト「目標16 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供すると

ともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する」<http://www.ungcjin.org/sdgs/goals/goal16.html>（2020年5月16日アクセス）。

杉尾幸司、宮国泰史(2020)「探究的な学習課題としてのSDGs（持続可能な開発目標）に対する認識：高等学校での事例分析」『高度教職実践専攻（教職大学院）紀要』4号、85-95頁。

中村祐司(2015)「地方創生をめぐる総合戦略と地方自治体：国策から自治への転換は可能か」『宇都宮大学国際学部研究論集』40号、43-48頁。

藤井広重(2020)「平和と公正な社会（SDG16）の実現を目指して—野口元郎国際司法協力担当大使と宇都宮大学国際学部生による座談会—」『宇都宮大学国際学部多文化公共圏センター年報』12号、14-22頁。

牧瀬稔(2020)「地方自治体におけるSDGsの現状と展望」社会情報研究1巻1号、23-36頁。

文部科学省(2019)『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 総合的な探究の時間編』学校図書。

Finnemore, M., & Sikkink, K. (1998) "International Norm Dynamics and Political Change," *International Organization*, 52(4), 887-917.

UN (2015) A/RES/70/1. *Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development*.

UN (2012) A/RES/66/288. *The future we want*.

UN (2000) A/RES/55/2. *United Nations Millennium Declaration*.

Community-based Implementations and Challenges for SDGs:

An Analysis of International Norms and Localization through the Case Study of the SDG16

FUJII Hiroshige

Abstract

Since the introduction of Sustainable Development Goals (SDGs) in 2015, a variety of approaches has been taken to achieve these goals and the initiative itself has been widely recognized in a relatively positive manner. One of the characteristics distinct from the preceding Millennium Development Goals (MDGs) is that the SDGs target all member states of the United Nations, regardless of their level of development. The Government of Japan is also one of the active member countries in terms of facilitating the SDGs implementation at the national level. In contrast to the MDGs, it seems the SDGs have been integrated and contextualized into our local values and practices these days. Bearing this in mind, this paper explores the idea of how academia/universities can build linkage with the local community through a collaborative effort to realize the SDGs.

It was demonstrated that the SDGs are recognized as an important agenda in the local community, whereas the local community thinks that some SDGs, particularly SDG16 are not related to their daily life. This is because the SDGs seems too broad to be precisely captured for translating into values and practices in the local community. At the same time, however, this could be seen as an opportunity for local actors, especially universities, to build stronger linkages between local communities and universities through the implementation of the SDGs in the area. The knowledge and expertise of the university will contribute to transforming all-embracing frameworks agreed by international society into concrete projects for its actual implementation in the local community.

(2020年5月25日受理)